

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、支払基金「支払調書」、国保連合会「診療報酬合計書」からの簡便な転記でもよい。

ただし、社会保険診療収入が5,000万円を超えた場合又は、歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超えた場合は租税特別措置法26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできない。

【表面 記入上の留意点】(表4)

「社会保険診療報酬」欄

「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

㉗「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には公費併用分を含む)。

㉘「生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書(表1)の支払区分「12」「生活保護」の点数を年間合計して記入する。

「②国民健康保険診療報酬」

㉙「小計 決定点数」……「合計書」の国保、後期高齢者それぞれの合計欄から「府内分点数+府外分点数-過誤点数」を合算して記入する。

㉚「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「⑤計」の「決定点数」欄に記入する。

㉛介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書(合計書)」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に合せて計算する。

「自由診療の収入等」欄

㉜「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

㉝「⑤計 収入金額(E)」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

㉞「雑収入」欄……貴金属品の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料、患者からの謝礼金等の合計金額を記入する。

表5 平成26年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書

Table with 4 columns: 科目, 決算額, 科目, 決算額, 科目, 決算額. It details income (売上原価) and expenses (経費) for a dental practice.

固有経費の区分対応方式

<事例> 本事例での青色申告決算書は次のとおり(表5)。

Summary table showing Social Security Medical Income (37,058,620円) and Free Medical Income (8,549,260円) totaling 45,607,880円.

必要経費合計(⑥+⑫)

Table listing various expenses: 25,245,397円 (Total), 25,500円 (Third-kind Business Tax), 4,347,490円 (Outpatient Technician Fees), 2,653,810円 (Insurance Technician Fees), 1,693,680円 (Self-payment Technician Fees), 4,800,000円 (Special Allowance).

表6 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

Table 6: Calculation of necessary expenses. It shows the flow from total expenses to the calculation of free medical expenses (A), insurance medical expenses (E), and the final necessary expense (G) of 25,876,344円. Includes a '速算表' (速算表) for tax calculations.